

広島県内の保険医療機関における 対象医療技術の実施状況

令和7年9月1日現在

		先進医療の 区分	技術の概要	特定不妊治療を保険診療で実施する保険医療機関									広島県特定不妊治療支 援事業の助成対象となる 期間(※1)
				網谷産婦人科	広島中央通り 香月産婦人科	県立広島病院 生殖医療科	広島HART クリニック	IVFクリニック ひろしま	香月産婦人科	笠岡レディース クリニック	医療法人社団 幸の鳥レディス クリニック	よしだレディース クリニック 内科・小児科	
先進 医 療	子宮内膜刺激術 (SEET法)	先進医療A	胚培養液を胚移植の数日前に子宮に注入し、受精卵の着床に適した環境を作り出す技術	◎	◎	◎	◎		○	○	○	◎	R4年4月1日～
	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	先進医療A	胚培養の際に培養器に内蔵されたカメラで胚の発育過程を一定間隔で自動撮影し、培養液から取り出さずに胚を観察し、正確な胚の評価を行う技術	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	
	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)	先進医療A	成熟を完了した精子はヒアルロン酸に結合することができる特徴を利用し、精子の成熟度を判断しながら卵子に注入する技術。	◎	◎	○	◎					◎	
	子宮内膜擦過術	先進医療A	胚移植を行う予定の前周期の黄体期に、婦人科用剥離子を子宮内腔に挿入し、スクラッチを行う技術。翌周期に胚移植を行う。	◎	◎		◎		○		○	◎	
	子宮内細菌叢検査 (EMMA、ALICE)	先進医療A	採取した子宮内膜の検体からDNAを抽出した後に増幅し、細菌の目印となる遺伝子の遺伝子配列を同定する検査。	◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	◎	
	子宮内膜受容能検査 (ERA)	先進医療A	吸引用子宮カテーテルを用いて子宮内膜を採取し、遺伝子を網羅的に解析することで、内膜組織が着床に適した時期が評価する技術。	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	
	強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別 (IMSI)	先進医療A	最大倍率6000倍で精子を観察し、空胞等の異常構造を有さない形態良好精子を選別し、その精子を用いて顕微授精を行う技術。				◎	◎					
	二段階胚移植術	先進医療A	先行して初期胚を移植し、残りの胚は培養を継続し、引き続き後日に胚盤胞を移植する技術。	◎	◎		◎		○	○	○	◎	
	子宮内フローラ検査	先進医療A	次世代シーケンサーを用いた、子宮内腔液に含まれる細菌の16SリボソームRNA解析により、通常の培養検査または、子宮鏡、病理学的検査では困難な子宮内細菌叢の正確な把握が可能になる技術。	◎	◎	◎	◎	◎			○	◎	
	子宮内膜胚受容期検査 (ERPeak)	先進医療A	凍結融解胚を移植する際、移植する当日の内膜が着床可能な状態にあるかどうか、子宮内膜を採取し、遺伝子レベルで調べる検査。		○			◎			○		R4年6月9日～
な っ た 対 象 外 と 技 術	膜構造を用いた生理学的精子選択術	先進医療A	マイクロ流体デバイスを用いた細胞分取装置を用いて、運動能を維持したまま精子を選別する技術		◎	◎					○	◎	R4年9月8日～
	着床前胚異数性検査2 (PGT-A)	先進医療B	胚染色体数を移植前に評価し、着床、発育がより期待できる胚を移植する技術。	○	○	○	○	○					R4年4月1日～
	不妊症患者に対するタクロリムス投与療法	先進医療B	免疫抑制剤であるタクロリムスを投与し、母体－胎児間の免疫学的な異常、特に胎児(受精卵)を拒絶する方向へ活性化する母体の免疫応答を制御し、母体の免疫状態を正常化する技術。										R4年4月1日 ～R7年8月31日
問合せ先(電話番号)				082-247-6399	082-546-2555	082-254-1818	082-567-3866	082-264-1131	082-272-5588	0823-23-2828	084-940-1717	084-954-0341	

(※1) 治療開始日時点で、先進医療又は先進医療会議において審議中の技術が対象となります。審議終了後(先進医療会議で棄却された後)に治療を開始した場合は対象になりません。

(※2) この一覧表は医療機関への聞き取りをもとに作成・更新しています

◎・・・先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っているもの(保険診療との併用が認められており、保険診療部分は保険適用となります)

○・・・保険診療との併用はできないもの(いわゆる「混合診療」になり、全額自己負担となります)

※中国四国厚生局に届出中の場合がありますので、直近の状況は各医療機関にお問い合わせください

＜＜先進医療の区分＞＞

先進医療A・・・厚生労働省が定める施設基準を満たし、地方厚生局に届出を行った医療機関において保険診療との併用が認められる医療技術

先進医療B・・・より厳格な施設基準が設けられており、先進医療会議で審議を経て、厚生労働省の承認を受けた医療機関において保険診療との併用が認められる医療技術